

報告第1号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和8年1月22日処分）

令和8年2月25日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和８年１月２２日

筑西市長 設 楽 詠美子

記

- １ 相手方 筑西市在住個人
- ２ 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- ３ 損害賠償の額 金４２４，２８１円

別記

- 1 事故の種類 車両接触事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和7年6月17日午後1時30分頃、稲荷地内に存する法人の駐車場において、本市の会計年度任用職員が公用車を乗降する際に、当該車両のドアが駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両左側前方のドアを損傷させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。